

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 7 年 8 月 2 5 日 (木)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第2回会議

1 日時

平成17年8月25日(木)午後1時30分開会・午後2時25分閉会

2 場所

香川県社会福祉総合センター 7階 大会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	三野八ル子
副会長	高木英一	委員	斎藤隆
委員	井竿辰夫	委員	永田安男
委員	三野重忠	委員	井上孝志
委員	三笠輝彦	委員	有岡信次
委員	住谷幸伸	委員	香川深雪
委員	山田徹郎	委員	小西百々代
委員	谷本繁男	委員	浜川憲博
委員	森谷芳子	委員	村上貞夫
委員	山崎数則	委員	河野千代
委員	藤井勇		

4 欠席委員 1人

委員	加藤博美
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	関正則
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治
幹事	岸本泰三		

6 幹事会部会委員 17人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	秋山 徹
健康福祉部会委員		健康福祉部会委員	富田 繁
総務部会委員	中村 憲昭 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	藤田 容三
企画財政部会委員		健康福祉部会委員	近藤 奨
市民部会委員		環境部会委員	大熊 正範
土木部会委員		土木部会委員	田中 忠博
消防部会委員		教育部会委員	熊野 正樹
総務部会委員	原田 典子	文化部会委員	穴吹 学
企画財政部会長	岸本 泰三 (幹事兼務)	農業委員会部会委員	太田 秀人
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)		
企画財政部会委員	佐々木 永治 (幹事兼務)		
企画財政部会委員	井上 哲		
企画財政部会委員	篠原 也寸志		

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班 兼計画班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	調整班 兼計画班	林田 競一
総務班長	安西 正門	計画班長 兼調整班	清谷 文孝
総務班	藤村 博美	調整班 兼計画班	平尾 和律
調整班長 兼総務班兼計画班	加藤 将門		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 1号 合併の方式（協定項目第1号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 2号 合併の期日（協定項目第2号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 3号 市の名称（協定項目第3号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 4号 市の事務所の位置（協定項目第4号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 5号 財産の取扱い（協定項目第5号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 6号 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 7号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）
について（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 8号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
（協定項目第8号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第 9号 地方税の取扱い（協定項目第9号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第11号 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第12号 慣行の取扱い（協定項目第12号）について
（第1回会議提案：継続協議）
- 協議第13号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について
（第1回会議提案：継続協議）

- 協議第 1 4 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 5 号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 5 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 6 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 7 号 附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 8 号 公共的団体等の取扱い（協定項目第 1 8 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 9 号 消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 0 号 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 1 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い
（協定項目第 2 1 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 2 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 3 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 4 号 都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 5 号 電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 6 号 広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 7 号 人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 8 号 コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 9 号 障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 0 号 高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 7 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）

- 協議第 3 1 号 生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 2 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 3 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 4 号 保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 5 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 6 号 商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 7 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 8 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 9 号 交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 0 号 上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 1 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 2 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 3 号 学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 4 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 5 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 6 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 7 号 その他の事業（市・町民褒章制度）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）

- 協議第 4 8 号 その他の事業（情報公開制度）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 9 号 その他の事業（夢励人プロジェクト）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 0 号 その他の事業（水問題対策）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 1 号 その他の事業（契約制度）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 2 号 その他の事業（女性政策）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 3 号 その他の事業（葬斎関係事業）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 4 号 その他の事業（幼保一元化事業）について
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 5 号 合併基本計画について（協定項目第 2 5 号）について
（第 1 回会議提案：継続協議）

(2) 議案事項

- 議案第 1 0 号 合併協定書について（追加提案）

4 その他

- (1) 合併協定調印式について
(2) 高松市・牟礼町合併協議会の会議について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

それでは、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日は何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございます。会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、住谷幸伸委員さんと三野ハル子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項の協議第1号合併の方式についてから協議第55号合併基本計画までの55件を一括して議題といたします。

なお、協議第1号から協議第55号につきましては、前回の第1回会議で提案及び説明を行い、継続協議としておるものでございます。

それでは、改めまして提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

協議事項の合併協定項目でございますが、前回の第1回会議で御説明いたしましたように、今回、合併新法に基づく合併協議会を設置し、改めて協議を行うこととなったわけでございますが、この協定項目の調整に当たりましては、これまでの合併特例法に基づく合併協議の成果を生かすとともに、合併協議の時間的制約と効率的な会議運営を考慮して、旧の合併協定項目について必要な範囲での見直し、修正を行うことにより対応したところでございます。

すなわち、合併協定項目につきましては、旧の合併協議会で取りまとめた内容をベース

として、根拠法令などの修正、協議時点の変化に伴う修正、また調整内容のより具体化などの状況を踏まえて所要の修正を行ったものでございます。

また建設計画、これは、今回、合併新法では合併基本計画というふうになりますが、これにつきましては、財政支援措置が廃止されたことを受け、財政計画の見直しを行うとともに、一部事業の削除、表記の見直しなどを行ったものでございます。

このようなことから、提案内容の大半は旧の合併協議会と同じ内容となっておりますが、変更がありました箇所につきましては、旧の合併協議会における協議結果と比較できるよう資料を整理しております、この点につきましては、前回の会議で御説明したとおりでございます。

このようなことで、会議資料1ページの協議第1号の合併の方式についてから、ページが飛びますが、78ページの協議第55号の合併基本計画についてまで、そしてこの協議第55号の別冊として附属資料その2まちづくりプラン（合併基本計画）、これをつけておりますが、それぞれに記載のとおり調整結果をまとめたものでございます。

なお、ここで、前回、第1回会議で提案いたしました内容の一部訂正がございますので、御説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料12ページをごらんいただきたいと思います。

12ページは、地域審議会設置に関して必要な事項を定めた別紙でございます。このうちの第2条でございますが、第2条につきましては、前回、第1回会議の資料では、「地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。」となっております。

しかしながら、今回、協定項目第2号で、「合併の期日については、平成18年1月10日とする。」と提案しておりますことから、本日、第2回会議の資料では、第2条につきましては、合併の日という表現ではなく、具体的な合併の期日を記載して、「地域審議会の設置期間は、平成18年1月10日から平成28年3月31日までです。」と訂正をさせていただいております。

以上が修正箇所でございます。

なお、会議資料にございます協議第1号から第55号までの55の協定項目の提案内容の逐一の説明につきましては、まことに恐れ入りますが、省略をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号から協議第55号につきまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

有岡委員 牟礼町の有岡です。

前回、事務局の方から御説明いただきました合併基本計画の財政計画の件なんですけども、あのときに、今もお話がありましたように、旧法を修正するというので、旧の財政計画の中から国・県の補助金と合併特例債とが、援助が受けられなくなったので減額修正ということの説明がありました。

我々は、事前にその内容を聞いておりましたんで、そのときには納得したんですけども、それ以後に、町内の方から新聞を見たんだけどもどういうことかと。その内容は122億円何がしが減額修正と。これは国・県の補助金の9億円何がしについては受けられなくなったんですけども、大半が、95億円ですか、ほとんど合併特例債の事業の修正だと。

合併特例債については、もう今さら余り私も議論したくないんですけども、合併特例債は、我々合併協議するとき、合併に寄与する事業で、牟礼町と高松市が合併したときに、どういう事業をするべきかという議論は多少したんですけども、ほとんど具体的な事業名はなかったんです。で、一応95億円うち、年間9億5,000万円ずつ地方債の方で計上しとくと。で、その都度、これについてはどういう事業をするかということ、合併特例債の対象になる事業は決まっていけども、その都度研究していくというふうに理解しておったんですけども、その事業の内容はほとんど未定で、もし今度の新法でその事業をする場合に、合併特例債は使えんけども、その他有利な財政支援を受けるということで説明を受けて理解しとったんですけども、そういうことの説明がなかったために、122億円丸々損したんじゃないかというふうなことを、これ町内でのことなんですけども、我々合併を否決した議員は、100億円損したと、1人10億円払えというようなこともあって、おまえはもう絞首刑だということをつれ回る人もおりまして、前回の説明ではそのことを、聞きようによっては裏づけるような説明の仕方であったんじゃないかと。

だから、単に減額修正をしたという説明では、我々としても困るんで、また今後のこともありますんで、その辺のところをもう少し説明していただきたいなということです。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からお願いします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

御指摘いただきましたように、前回、説明をいたしました122億3,700万円とい

う数字は、旧の財政計画において、一定の想定のもとでの財政支援措置を試算し、算入していた額であります。したがって、その中には、合併特例債の一応の発行枠として想定した95億円を初め、合併特例債を全額発行した場合の元利償還金に対する国の交付税措置、15億200万円などが含まれておりまして、これらは、いわば、非常に不確実、不確定な要素を持っているものでございます。つまり、この合併特例債は、合併すればその額を保証されるものではありません。必要に応じて、特定の事業ごとに、その都度起債、借金ですね、起債の発行が可能かどうかの審査を受けて、国が認めて初めて確保できる財源であります。

もちろん、これまでも説明しましたように、この合併特例債は借金でありますので、幾ら有利だとはいっても、今後の財政運営に支障が生じないように十分に配慮すべきであるという考え方に立っているものでございます。

このようなことから、これら不確実な財政支援措置を除く、いわゆる真水部分は幾らかということで申し上げますと、先ほど御指摘いただきましたように、合併すれば必ず受けられることとなっております国・県の補助金や特別交付金などの総額は約9億8,000万円となります。

なお、この額が多いと見るのか、少ないと見るのかについては、コメントは差し控えたと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

有岡委員 それと、具体的なことで事業内容の修正があったんですけども、例えば町道牟礼・大町線とかは、あたかもその特例債が受けられないがためにこの事業がなくなると。この事業は、当分行われる見込みがないから、一応今回からは削除したというふうに説明を受けた。ただ、そういうふうなことが正しく伝わらない場合があるんですよ。で、小学校、中学校のナイターの事業も削除になると。だから、この基本計画と財政計画との変更というのは全く、全くかどうかわかりませんが、かなり意味合いの違うものであるということも重ねて、そういう説明を私は受けとったんで、そのことで間違いはないかどうかお聞きしたいんですけど。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 2点ほどに分けて説明をいたします。

まず第1点は、先ほど申し上げましたように、合併特例債というものは、まだまだ決ま

っているものでないということですので、建設計画、今回で言えば合併基本計画の中における特定の事業に合併特例債を使うということ、今の時点で決めておるものではないということでございます。

したがって、合併基本計画を、今回、見直した考え方としては、全体的な財政支援措置がなくなったということを踏まえて、中身のチェックをした上で、これを現時点において記載するかどうか、そういうような詳細な検討をした上で、今後の情勢の変化によって対応できるものであるので明記する必要はないのではないかというような判断から削除いたしましたものでございます。

今後、具体的な形で必要度、緊急度等を踏まえながら、事業が発生して、それを起債で対応する、あるいは、その他の財政支援措置が制度としてあれば、それを活用することなどについては、今後の事業実施上の検討課題として、その都度考えていくということになりますので、そのような考え方で財政運営をしていくということになるかと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

有岡委員 ということは、この財政計画は、必ずしもきちとした信憑性のあるものではないというふうに理解してよろしいですかね。

事務局長 再度説明いたしますと、先ほど来の説明のとおり、財政計画というのは歳入で確保できる財源を見越して、それに見合った歳出を決めておると、「入るを量って出るを制す」という考え方のもとに整理したものでございまして、個々具体の事業の積算を積み上げて設定したのではないということです。したがって、合併基本計画と財政計画との事業費ベースでの相互の関係がイコールということではないということを御理解いただきたいと思います。

有岡委員 済みません。そこで、牟礼町と高松市は新法でと、他の5町は旧法での財政計画ということですが、今回の合併は、一応、牟礼町もこの提案のとおり進んでいくと思われるんですけども、この高松市・牟礼町の財政計画というんじゃなくして、本来ならば、1市6町の、この基本計画にもありますようなグレーター高松という大きな計画のもとでの裏づけする財政計画が必要になるかと思うんですけども、牟礼町と他町では条件が若干違ってくると。

ただ、そういう具体的な財政計画を、今後つくっていかれるだろうと思うんですけども、

これは事務局にお伺いするのではなくして、市長が委員さんの方にお答え願いたいんですけども、高松市が30万都市から40万の一回り大きなまちになるということでの目標というんはできたと思うんですけども、そういう財政計画をこれからどういうふうにつくっていくか、つくられる御予定があるんか、そしてまた、市長は市長としてどういうふうな方針でこの財政計画を、全体の財政計画をつくろうとなされるんかをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（増田会長） お答えします。

今、事務局からあったように、あくまで今回の合併特例法に基づく財源を充てての計画というのは、あくまでこしらえもんと言うたらあれですが、バーチャルなもので、最大限この程度まではいけるということをやっただけでありまして、なかなか現実には、特例債の対象を相当厳しく査定されておるようでございますし、やはりそのときそのときの財政事情等でも、必ずしも実現が保証されているものというわけではないということは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それで、そういう中で、もし6町が一緒になるとすれば、当然、新しい新高松市の総合計画、基本計画、実施計画というものを改めてつくるわけですが、その中で一番短期的には来年の予算ということになります。3年程度の計画等をつくる中で、牟礼町さんのいろんな公共事業についても、当然、どの事業を優先していくのかという中で選択の対象になります。

ただ、そのときにどうしても財源的に他の地区と比べて余裕がないというか、厳しい範囲にはなりますが、だからといって、牟礼町の振興のために必要な事業が全然できないかということになりませんし、当然、基本的に従来程度の事業は確保される可能性が非常に強いんじゃないかなと、私は当然そう思います。

今回、確かに残念ではありましたが、その真水部分だけは、もう、これもいたし方ないと、その点については、もう、ちょっとかがんでもらわないかるところがあると思いますが、それ以外の点については、今後、高松市全体の発展の中で牟礼町さんも含めて考えるということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

一つは、今、有岡委員が発言されたことと絡むんですが、二つありまして、まず一つは農業委員の問題で、今までも何回か発言があってるんですが、牟礼町は農業委員が2名に

なるということで御提案いただいて、きょう確認されることになってますが、補助員の配置をということで、そういう具体的には文言にはなってないかと思うんですが、そういう方向で御検討をいただくということで、皆さんにもこれに期待をするという部分が非常に強うございます。

それで、牟礼町でもいろいろ打ち合わせをしまして、農業委員の方が浜松市に視察に行って、そこでの農業補助員の活動状況をつぶさに見てきたというのを報告をいただきました。もちろん、浜松市は80万都市ですので、高松市と比べるとおよそ2倍のところではございますが、そこには農業委員が45名いらっしゃって、そして補助員が176人いらっしゃるそうでございます。1人の担当で60戸を受け持つという、そういう状況というふうに伺いました。それに比較をしますと、牟礼町は農家戸数が510戸でございますので、それから単純に比較をしますと補助員が10人という勘定になるんですね。ですので、浜松市のそういう先進的なところも十分に御参考にしていただいて、その補助員が本当に農業政策について今までどおり活動ができるようにぜひ御配慮をいただきたい。そういう要望を、ひとつ、させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それともう一つですが、今、有岡委員が発言されまして、その財政計画が100億円損したからってということで、私もリコールにかけられまして、悪の代表の一人に幸か不幸か選ばれまして、随分、私の地元でも土・日、2日間にわたってスピーカーで宣伝をされたりして、非常に、議員として、その否決したことが悪いことという意識は毛頭なかったんですけども、そういう宣伝をされた経過がありましたので、今、林事務局長の答弁をいただいてほっとする部分がありました。

そういう観点に立って、牟礼町は115年の歴史があるんですが、皆様も十分御存じのように石のまちでございまして、この牟礼町が新高松市に合併したことによって、ああやっぱり牟礼町が合併したことによって、高松市の中に牟礼町のよさが十分生かされて、新しい高松市の一つの明かりの部分になるような、そういうふうなグレーター高松にしていただけたらありがたいなと思っております。

もちろん、香川県でも石材業は、県の地場産業として位置づけられておりますので、そういうことも十分位置づけをして、高松市ということはあるかと思っておりますが、ちょうど今、石あかりロードということで、牟礼町でも華々しく8月6日から10月1日まで石あかりロードのイベントをしております。そんなこととか、イサム・ノグチの美術館もございまして、ぜひそこら辺をお酌み取りをいただいて、やっぱり牟礼町が高松の一員にな

ったことで新しい高松がよかったなど、そういうふうな、ぜひ新高松市の位置づけにしていただきたい、そういうふうをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 後の件については、先ほどもお答えしたようなものですが、新しい新高松市総合計画の中では、当然、牟礼町の位置づけというものが他の地域と有機的に連携するように、例えば、石材産業であれば庵治というようなことになりまして、今度、逆に言えば、私方の盆栽であれば、鬼無と国分寺というようなものをどうやって一体的な計画にするかとか、いろいろこれからそういう組み合わせをしっかりと総合的に計画していきたいなと思います。

農業委員の関係については、事務局の方でちょっと答えてくれますか。

事務局次長 それでは、農業委員会部会の方から先ほどの御質問にお答えを申し上げます。

太田農業委員会部会委員 農業委員会部会の太田でございます。

先ほどの浜松市の視察の中で人数なんかが出てきたと思いますが、高松の方も、今、設置の方向で検討しております。その人数については、農業委員の補助員が何をするかによって変わってくると思うんですけど、それによって人数がそう多くはない場合と単なる推進的な補助員というのであれば数も出てくると思います。まだそれは検討中のところでございます。

以上です。

議長（増田会長） 以上でございますが、はいどうぞ。

三笠委員 ちょっと三野委員さんにお聞きしますけど。

高松の三笠でございますが、浜松市さんの場合は、農業委員、何人言よったんですかね、40人。

三野（八）委員 45人、はい。

三笠委員 45人言よったんですね。補助員は80人。

三野（八）委員 いや、176人で、60戸に1人。

三笠委員 80人言よらなんでしょうか。

三野（八）委員 176人だそうです。

三笠委員 176人、補助員。それでその補助員はどういう、今もちょっとちらっと言うた、どういう仕事をなさるのか。そこら辺をお聞きしとかなんだら、高松の方としても

参考にはほど遠くなりますんで。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

私も、この農業委員の補助員について発言をするということで、ちょっと牟礼町の行政と打ち合わせのときに、行ったんですっていうことで、報告をいただいて、詳しくは存じ上げていないんです。この人数の報告だけをいただいておりますので、きょう建設課が参っていると思うんで、少しそちらの方から御答弁をいただくということでいかがでしょうか。

三笠委員 その補助員の役割というのが非常に重要なんです、これね。これ農業委員さんの上前をはねるような補助員であってはならんし、これ上前をはねるような可能性も高いんですよ。そうであれば、農業委員さんに対して大変迷惑をかける話であって、お互いに補助員と農業委員さんの連絡及びその農業委員さんの手の届かないところを補助員さんがいかにカバーしていくかということ。

だから、その補助員の位置づけというのが、果たしてこれから牟礼町内で補助員の位置づけということをやはり本当に真剣に考えておるのであれば、その位置づけというのをきちっとしとかなければ、農業委員さんに大変迷惑をかける話であるし、同時に混乱する話でもありますんで、そこら辺は十分に気をつけていただきたい。

ただ単なる、これは、先ほど話が出りました地域審議会の委員さんとはまたちょっと違うんです、これね。地域審議会の委員さんは、これはもう議員さんを補完するという意味において、特に10年間の牟礼町の地域の活性化のためにどうあるべきかということ、全体を真剣に討議する場がこの地域審議会の委員さんです。これ農業委員さんの補助員の位置づけというのが本当にこれから非常に難しくなる。

例えば、以前も話したことあるんですが、いわゆるそれぞれの地域で実行組合長、農協の協力員さんがおります。協力員さんがいろいろその農業委員さんを、牟礼町はどういうふうなシステムになっておるか私もわかりませんけれども、その農業委員さんを選出する一つの選出委員会、これは実行組合であるんですけども、そういう実行組合の位置づけとこの補助員さんの位置づけというのが、これまたどういうふうな、多分実行組合いらっしゃるだろうと思いますんで、そういう方の位置づけ、補助員さんの位置づけ、農業委員さんの位置づけと、こうなりますと、屋上屋を重ねたらいかんし、これ本当に浜松市がどういう形で、我々も勉強不足で申しわけないんですけども、そういうところもまた聞いとかないかなとは思っておりますが、しかしやはり、今までの牟礼町の歴史の中での農

業委員の位置づけ、これは高松と似ておるようで少々違うかも知れませんが、あくまでも我々は、高松の場合は農業委員は農業委員のかちとした、これは認められた農業委員として活動しておりますし、実行組合長はそれぞれの地域の実行組合長としての位置づけでやっておりますので、そのあたりを冷静に考えていただいた上での補助員さんの、これはこれからの話ですけれども、補助員の話は、そういうことをひとつお願いしておきたいですね。

事務局次長 それでは、ただいま御質問のありました浜松市の状況につきましては、農業委員会部会の牟礼町さんの委員さんの方からお答えをお願いしたいと思います。

田中農業委員会部会委員 牟礼町の田中です。

浜松市、これにつきましては、一応、昭和37年7月に1市11町で合併をしたわけでございます。そのときに農業調査員制度、これを作成したわけでございます。その中で、調査員の具体的な業務というんですか、これにつきましては、農地申請に関する調査及び審議、農用地利用の集積のための農地銀行員としての貸し手、また借り手の掘り起こし及び情報交換、利用権の同意取りまとめ、相続税、贈与税の納税猶予の適正証明の発行、県への建議、要望事項の協議など、多面にわたっての業務をしておると、こういうのが浜松市の農業委員さんの補助員としての役割でございます。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 今、話聞きますと、これ農業委員さんの仕事ですね、これ全部。これもう賃借権の話から納税猶予の話から、全部、言うんはこれ農業委員の話ですよ、これ。本来、農業委員がやるべき仕事を補助員がやっておるということは、これ農業委員どなたとんですか。そこら辺は、農業委員さんの役割というんはそれお聞きになっとりますか。

田中農業委員会部会委員 具体的にはちょっと聞いてないわけなんですけど。

三笠委員 それを聞いとかなんたら、一番大事なことであって、本来それは農業委員がやるべき仕事なんです。法的に認められた農業委員の仕事というんは、これはもう今さっき話があったように、農地転用の検分から、現地へ行って見る、当然、納税猶予の話しかり、賃貸借の話しかり、これはすべてがそうですから、ほんなら農業委員さんとの整合性がまた出てきますんで、これも、ここら辺もやっぱり十分に話を聞いとかなんちゅうと、ちょっと課長さん、ちょっと難しいですな、これ。

そこら辺はやっぱり補助員さん、本当に補助員さんの仕事、農業委員の仕事というんは、

きちっとある程度分けとかなんだら、これ農業委員さんも何ちゃにならんようになる。

山崎委員 権限的に、そこまで補助員がでしんのちゃうかな。

三笠委員 そうや、できんと思う。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 三野委員さん、ちょっと十分に検討しとってくださいな。そうでなかったらあんた困りませ、ほんまに。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

私も打ち合わせの中で、その農業委員の補助員の件で発言をするってということで申し上げましたら、そしたら、たまたまこの牟礼町は視察に行ったんだってということで行政から報告をきのう受けたとこなんです。そして人数だけを伺って、ほうなるほどなと、そういうことで参考までにということで申し上げましたんで、補助員のどういうことをするかというのは今からですので、浜松市のことを参考にしてぜひということで、浜松市と同じようにという意味合いでは毛頭ないんですけども、いろんな先進的なところほかにあろうかと思しますので、お互いにそういう面では、三笠委員がおっしゃったように、検討をして、よりよい方向に持っていくってということでぜひお願いをしたいと思います。

三笠委員 一つだけつけ加えさせていただきますと、これ本当に、せっかく地域から農業委員を選出された、活動しようと、これから頑張らないかんということ。それで補助員さんも頑張らないかん。これ本当に正直言うて、大変、互いに整合性がもうなくなって、これって必ずもめますよ。浜松市でも、これ絶対先々問題になると思います。これはもう間違いなしに。もう農業委員としてすべて170何人、もう認めてくれということ、これ高松だったら、絶対こうなります。これはもう間違いありません。

現実に、補助員さんの方が力がある人が出てきたら、これは本当にもう逆転します。だから、そこら辺は十分にまたこれから打ち合わせしながらいかなんだらいかんと思います。

有岡委員 済みません、有岡です。

今の話ですけど、要は牟礼町の農業委員さんが16人おられて、それが2人になると、16人でやりよった仕事をよう2人ではせんがと、どなんかしてくれということでこういう議題になっとりますんで、その研究を我々もせんといかんけども、当局の方でもしてくださいということなんです。

三笠委員 そしたら、なおかつ、そうおっしゃるんであったら聞きますけれども、大体毎月何件、年に何件ぐらいある、転用や……。

有岡委員 ですから、そういう具体的な話は、ここではしない方がいいんじゃないかなど。

三笠委員 いやいや、けども、我々はやはり年間どれぐらいかという、これは一つのベースになります。そういうことを計算しながら、農業委員の数、またこれから話が出るでしょうけども、補助員さんの数の問題等々がやっぱり一緒になってきますんで、念のためにお聞かせいただいたらというだけの話でございますんで、それはそれで結構でございます。

議長（増田会長） それじゃこの件については、引き続き検討するという事で……、はいどうぞ。

三野（八）委員 浜松市のあれなんですけど、三笠委員からもめますよっていう発言がありましたけども、先ほども報告がありましたように、昭和37年に合併して40年の歴史があるように伺ってますので、もめ続けて40年なのか、割合スムーズに行ったのかってというのは、また今から問い合わせてあれですけども、そうだそうです。

議長（増田会長） それじゃ、この件以外でほかの御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。はい、どうぞ。

有岡委員 そしたら、先ほどの、牟礼町は石のまちだということの議題が出ましたんで、そのことについて地元の石材業者といっても加工する方と石を採る方とありまして、採石業者の方が心配されとんは、要は屋島の上なんかから牟礼町側を見ますと、山が自然破壊されとると。観光とか環境の面で、高松市と一緒になったら、牟礼町は石のまちということで、石を採って今まで来たんですけども、高松市の牟礼地区ということになったら、高松市のいろんな考え方の方がそういう自然破壊しょうるやないかと、石採るんやめさせとかわれたら困るという心配があるんですよ。

ここの合併基本計画にも石材産業の振興というところで欄があるんですけども、そこで石屋さんを大切にしますよということは書いてあるんですけども、実際にそういう採石の権利を守るとか、そういう文言がちょっと感じとれんので、そういうふうなことをこれからまた新しい合併基本計画を、こういう冊子をつくるのであれば、ちょっと文面を考えていただきたいと、そういうふうなお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 合併基本計画の文章表現の問題について事務局から説明をいたしますけれども、ただいま御指摘いただいた採石業の問題ですが、当然、牟礼町、庵治町における石材

産業というものは、世界に通用するブランドである庵治石が最も重要なバックボーンというところでございまして、庵治石なくしてこの地域の石材産業の立地集積を説明することは不可能であります。

したがって、そのようなことからその最も原点となる採石業というものは、当然この前提として入っているというふうに認識をいたしております。採石業を含む石材産業の振興ということが、この合併基本計画に位置づけされているというふうに認識しておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

有岡委員 私はそのように認識しとんでもすけども、やっぱり心配される方がおると。で、これは政治的な問題だろうと思うんです。この高松市の、これ事務局の答弁でなくして、議員さんとかにちょっとこの辺の考えを、大丈夫よということをお願いしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（増田会長） これはちょっとなかなか、採石業の関係は県の方で、高松市長が禁止したり許可したりするんであれば、私がある程度申し上げないかんとところもあるかと思っておりますが、県も、何か採石の山の崩し方とか何かといういろいろと指導しとるとかというようにも聞いておりますが、そういう範囲で、これまでも自然景観と産業振興とを何とか妥協さすというか、そういうことでいっておるようでございますんで、特に、今後状況が変わらなければ、このような状況が続くのかなと思っております。

しかし、屋島なんかについては、結構、自然のことをおっしゃる方も多いですね、確かに。ですから、今後どういう方向にそういう方が動かれるかというのは……。しかし、それは市と町が離れておるうが、一緒になつとろうが同じことだろうと思うんで、逆に今度、私どもにそういうことを言うてくる、県の方に言ってこられた方が言うてくる可能性はあるかもわかりませんが、これは産業と景観の自然保護というのはいろんな分についてありますが、難しいことですので、どういう兼ね合いでやるのかは、そのときそのときにならざるを得んと思っておりますけどもね。

ちょっと私の方からと言われても……。

有岡委員 いや、ちょっとそういう御答弁聞いたらがっかりするんじゃないかなと。石屋さんががっかりするんじゃないかなと、ふと感じましたので、これ以上は申しませんが、そういうふうな牟礼町の成り立ちがそう、庵治町も一緒ですけども、その節はよろしくとしか言いようがないですけど。

議長（増田会長） 私どもからも、どんどん山崩してくださいとも言えんので、これもう……。

三笠委員 産業の育成にはしっかり相努めにゃいかんですよ、そういうところですよ。

山崎委員 牟礼町であったって、高松市であったって環境問題は一緒ですから、言うていくんは一緒やろうと思います、行くとしたらね。高松市になったから言うていく、牟礼町やったから言うていかんという、環境問題はそんな話でないと思いますから。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

小西委員 いっとき、世界一高い庵治石ということで、細目の石を取るために大久保さんから土地を、権利を買って掘る。掘っていくうちに細目が出なくなったらほったらかし、そういうことをやってきた事実、事実でしょう。そのままほおってあるじゃないですか。自然の恵みというのはそんなもんじゃないですよ。それで商いやるんですよ。感謝の気持ちは、自然に対してお返しのご感謝の気持ちはどういうことですか。そういうことも石材屋さん、ちゃんと心得て自然の恵みをいただいている、掘らせていただいとるぐらいの気持ちで商いにとりつがないと、細目が出なかつたらほったらかし、中目ですかあれ、荒目ですか、荒目は銭にならんからってほったらかし、が現在の環境にしとんじゃないですか。あれ、庵治が採石で牟礼は加工だったんですよ。あの八栗山の山を境にして、庵治町が採石業者、加工業者が牟礼町だったんです、もともとは。ちょっと昔に反省してみてくださいよ。

有岡委員 僕も、それ言われても……、ちょっといいですか、困るんやけども。一応、心配されとる石材業者の方から言われて、一応、あの石を採った跡は、木を植えて自然景観を戻すということで開発しとるわけです。昔の話とかされても私はわかりません。

小西委員 いや、雨が降ったら、あなた、大きな湖になるじゃないですか。石屋御殿が上からかぶるじゃないですか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

森谷委員 種々お話ありましたが……、高松の森谷です。

先ほど来からの分は、さっき山崎さんもおっしゃったように、やっぱり環境問題等が基本、ベースにあると思いますので、これは高松と合併したから出てくる問題とかどうとかと違う次元の部分もあるように思いますので、またその辺は、高松市の中で、牟礼が御一緒になったときにもまた一緒に環境問題は基本から考えて、それがまた経済の発展になるように、じゃどうしたらいいかということをお互いに知恵を出し合っていく問題だと思

ますので、この合併の協議の部分ではまだ置いといたらいいいんじゃないかと、私は思いますけど、いかがでしょうか。

以上です。

議長（増田会長） それじゃ、これ以外の件で、ございませんか。どなたか。

はい、ではどうぞ。

有岡委員 私ばかり発言して申しわけないんですけども、ほかの委員の方しゃべらんと、私もいろんな方と話して来とりますんで、一応、代弁、私はその責任者やと思わんとってください。一応、そういう声を聞いてきとんで、この場でお話させてもらいよるだけですから。

前回の合併協議のときにも最初にお話させてもらうて、その他福祉事業で、社会福祉協議会の件なんですけども、その後、社会福祉協議会同士、協議をして、当初ちょっと牟礼町側の関係者が心配しとったようなことはないようだ。牟礼町の事業もどうも高松市の担当課と考えは大体そう大きな狂いはないんで安心したということなんですけども。

こないだも申しあげましたように、ちょっと社会福祉協議会の位置づけが高松市と牟礼町というんは若干地域事情があって違いますんで、今後は、高松市として市の社協に対して、言葉は悪いかもわかりませんが、どのような御指導というか依頼というかをするのか、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいと思うんですけども。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、健康福祉部会の方から御答弁申し上げます。よろしく申し上げます。

富田健康福祉部会委員 お答え申し上げます。

前回の協議会の席でもお話がありましたように、8月4日には高松市と町の合併の第1回の協議会がありまして、5日には担当者同士でのワーキンググループによる協議が始まっております。今後につきましても、具体的な事業のあり方とか内容については、そうした職員のワーキンググループでの精査が行われていくことになりまして、その中では、市の社協、町の社協、それから町の行政と市の行政、必要に応じて4者の協議会を開催する中で、相互の連携と調整の場を持っていこうと考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

有岡委員 結構です。現場の声を代弁して、3年間は今の補助金を減額させないでほしいということを言うってくれと言われましたので、ひとつよろしくお願いします。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第1号から協議第55号までの55件についてお諮りをさせていただきます。

協議第1号から協議第55号までについて、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第1号から協議第55号までの55件につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございます。

議案第10号合併協定書についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、議案第10号について御説明いたします。

ただいま協議第1号の合併の方式から第55号の合併基本計画までの55件につきまして協議が調い、以上をもちまして協定項目についての協議がすべて終了いたしましたことから、議案といたしまして、この合併協定書についてを追加して提案するものでございます。

本日、お配りしております資料のうちで、表紙の中ほどに第2回会議資料、追加提案と記載しております、この資料をごらんいただきたいと思います。この資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページには、議案第10号追加提案と書いております。記載しておりますように、合併協定書を別紙のとおり定めるものでございます。

それでは、次の2ページの別紙、合併協定書をごらんいただきたいと思います。2ページの別紙でございます。

この合併協定書は、高松市・牟礼町合併協議会におきまして、合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長と牟礼町長が署名、調印するものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、3ページから、ページ飛びますが、18ページにかけまして、先ほど御確認をいただきました55の合併協定項目の内容を整理いたしております。

また、18ページにございます25の合併基本計画、これにつきましては、「別冊のとおり定める。」という表記といたしております、この合併協定書に合併基本計画を添付することといたしております。

なお、次の19ページと20ページには、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として記載しているものでございます。

それでは、続きまして21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページは、調印書でございます。

内容につきましては、記載しておりますとおり、「高松市、牟礼町は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づく高松市・牟礼町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、高松市長、牟礼町長が署名、調印し、立会人といたしまして香川県知事に御署名をお願いすることといたしております。

また、次の22ページからは、立会人といたしまして、合併協議会の委員の皆様に御署名いただく箇所でございます。

以上で議案第10号合併協定書についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第10号について、御意見、御質問等ありましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、議案第10号については、原案のとおりと決定いたしました。

会議次第4 その他（1）合併協定調印式について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会の会議について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、(1)の合併協定調印式について及び(2)の高松市・牟礼町合併協議会の会議について、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、会議資料の方の一番最後のページ、79ページをごらんいただきたいと存じます。

4のその他でございますが、そこには項目のみ記載しておりまして、特に資料はございません。

それではまず、(1)の合併協定調印式について御説明を申し上げます。

合併協定調印式につきましては、本日の第2回会議で、当初設定をいたしました協定項目についてのすべての協議が終了いたしましたことから、両市町の9月議会に合併関係議案を提出できるよう速やかに調印式を行う必要がございます。

このようなことから、調印式につきましては、あす8月26日の午後4時30分から高松市役所で開催をいたしたいと存じます。

なお、出席者でございますが、今回は調印書に署名、押印を行っていただきます高松市長、牟礼町長、そして立会人として御署名をいただく香川県知事、そして両市町の議会を代表して両市町の議長さんに御出席をいただき、式をとり行いたいと考えておるところでございます。

以上が合併協定調印式についてでございます。

続きまして、(2)の高松市・牟礼町合併協議会の会議について御説明をいたします。

合併協議が終了いたしますと、協定書の調印を行った後、両市町の議会に合併関係議案を提出し、御審議をお願いすることになります。

この合併協議会につきましては、両市町の議会で合併関係議案が可決をされますと、合併の期日の前日まで、来年の1月9日でございますが、この日まで設置することとなります。

今後の会議の開催予定でございますが、本日確認をいただきました各協定項目の調整結果の中には「合併時まで調整する。」などとして、確認を行っているものが幾つかございます。これらにつきましては、調整が終わり次第、合併協議会を開催し、その場で御報告させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、以上で、本日の会議はすべて終了いたしました。委員皆様方には、円満かつ円滑な協議に御協力をいただき、おかげをもちまして本日すべての合併協定項目について協議を終えることができました。改めて厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第2回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 2時25分 閉会

会議録署名委員

委員

住谷 幸伸

委員

三好 晴子